

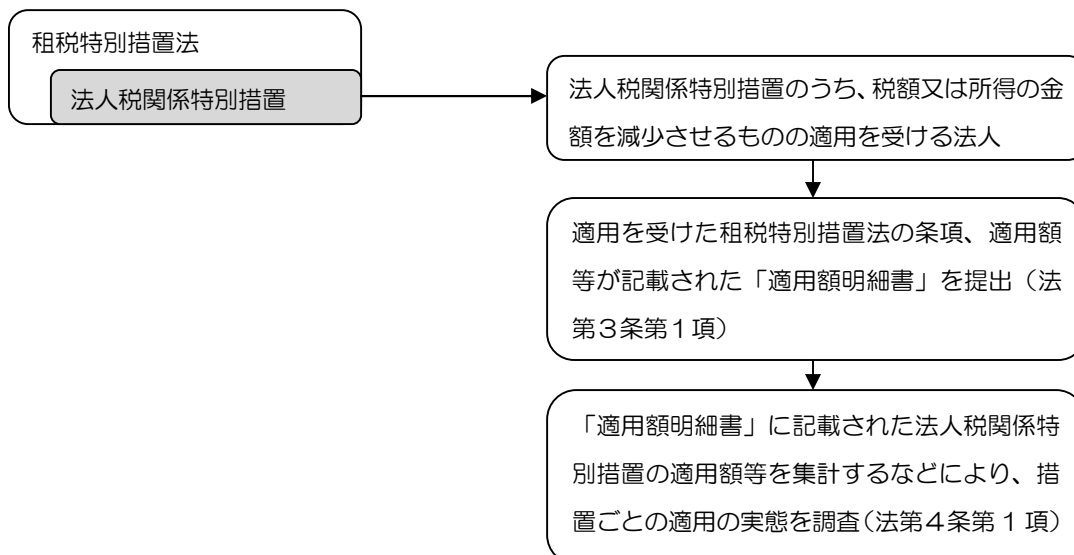
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定され、平成 22 年 3 月 31 日に公布されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置（注）を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法附則第 2 条第 1 項、法第 3 条第 1 項）

今後は、この適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることが期待されます。（法第 1 条）

○ 租特透明化法の概要



(注) 租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定等を除く。）により規定されたものとされています。（法第2条第1項第一号）

このうち、申告書への適用額明細書の添付が必要となる「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。（令第2条）

法人税関係特別措置の一覧は、「Ⅲ 適用額明細書法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」の目次：〔1〕～〔5〕に掲げているとおりです。

1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式となっています。

「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

なお、「適用額明細書」の様式については、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の「要」に回答いただいている場合）には、平成23年4月決算法人以降、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

(様式)

(3)

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている^(注)場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

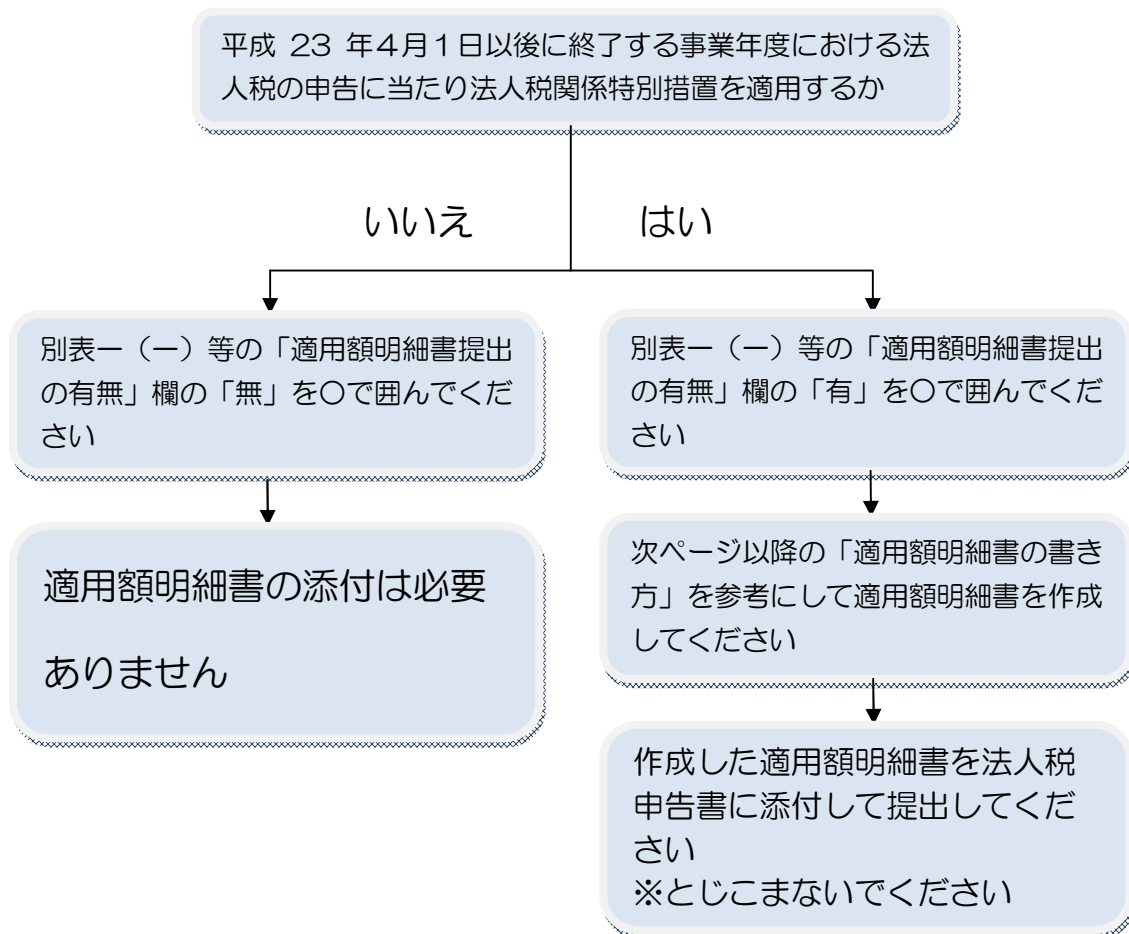
A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能となる予定です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

2 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



3 記載にあたっての留意事項

- ① 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - (2) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
なお、「▲」は使用しないでください。
- ② 記載を了した適用額明細書は、他の書類ととじこみ等をしないで、申告書に挟み込んでください。
- ③ 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- ④ OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。